

広島県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、三次市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十五年一月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

| 施設の名称             | 所 在 地             | 取消年月日     |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 十日市コミュニティセン<br>ター | 三次市十日市中四丁目六番一八号   | 平成二四年四月三日 |
| 三良坂農村ふるさとセン<br>ター | 三次市三良坂町三良坂二〇二三番地一 | 平成二四年四月三日 |